

明治学院大学知的財産ポリシー

2026年1月21日 大学評議会承認

明治学院大学（以下「本学」という。）は、教育・研究を通じて本学の教職員等が創出した知的財産の取り扱いについて、大学帰属を基本としたルールを定め、知的財産の保護、管理を適切に行うとともに、広く社会へ発信することが本学の使命であると考え、社会に対する責務を果たし、教育・研究の成果を着実に社会に還元していくために、知的財産管理に関する基本的な方針として、次のとおり知的財産ポリシーを定める。

1. 基本方針

本学では、研究活動の更なる活性化を図り、社会貢献を軸として、知的財産の活用をより一層促進するとともに、共同研究や受託研究を推進し、広く社会に向けた活動を積極的に行っていく。

2. 知的財産の帰属と発明者の保護

- (1) 本学の教職員等が、発明等を行った場合には、その発明者としての権利を保障し、その成果の社会的活用と保護を図る。
- (2) 本学の教職員等が、その職務に関連した教育・研究活動を行うことにより、その結果生じた知的財産については、原則としてその権利は本学に帰属する。（ただし、本学が権利承継しないと決定した場合においては、この限りでない。）
- (3) 本学が教職員等から承継した発明等について、当該発明の承継を受けたとき、当該発明に関して知的財産権として法令で定める権利に登録されたとき、登録された知的財産権の運用・譲渡等により収入を得たときは、本学は発明者に対し、それぞれの報償金を支払う。

3. 知的財産の社会的活用

- (1) 知的財産が社会で活用され、産業の発展に貢献できるように適切にその活用を図る。
- (2) 知的財産の管理・活用にあたっては、法令上の適切な処理を行うとともに、受託研究や共同研究の推進、知的財産の実施許諾や譲渡等の推進を図り、本学の研究成果を適切に社会に還元していく。
- (3) 知的財産に関する訴訟、利益相反、契約等における各種リスク管理について十分に留意する。

4. 学生・大学院生の活動への配慮

教職員等は、受託研究、共同研究等に学生・大学院生を参加させる場合には、学生・大学院生の教育を受ける権利と研究に参加する権利を最大限に尊重し、その発明の取り扱いや守秘義務について十分な配慮を行う。

以上